農業機械化促進法を廃止する等の法律案要綱

第一 農業機械化促進法の廃止

農業機械化促進法 (昭和二十八年法律第二百五十二号)は、 廃止すること。

(第一条関係)

国立研究開 発法 人農業 食品 産業技術総合研究機構 法 \mathcal{O} 部 改正

第二

農業 機 械化促进 進法 \mathcal{O} 廃 止 一に伴 V) 玉 <u>77.</u> 研究開 発法 人農 業 食品 産 業技術総合研究機構の 農機 具に関す

る試 験研究等の業務の一 部を国立研究開 発法人農業 食品産業技術総合研究機構法 (平成十一年法律第

百九十二号)に基づく業務に移行させること。

(第十四条関係)

二 その他所要の規定を整備すること。

第三 施行期日

この法律は、平成三十年四月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

第四 経過措置等

農業機械化促進法の廃止前に行われた出資に係る認定計画の変更の認定及び認定の取消 し並びに当該

認定計画に係る認定事業者に対する報告の徴収について、 なお従前の例によるものとすること。